

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書
(潤生園高齢者総合サービスセンター)

社会福祉法人 小田原福祉会

1. 事業所の概要

- ・事業所名 潤生園高齢者総合サービスセンター
- ・介護保険事業所番号 1472300035
平成12年3月1日 神奈川県指定
- ・提供サービス 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ・管理者及び連絡先 井口 健一郎
小田原市穴部377 TEL0465-31-0489
- ・提供可能地域 小田原市、その他要相談

2. 事業所の職員体制（令和 5年 1月 1日現在）

- ・管 理 者 1名(常勤兼務)
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・生 活 相 談 員 2名(常勤兼務 2名)
ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- ・機能訓練指導員 1名(常勤兼務 1名、非常勤兼務 0名)
ご利用者の機能訓練を担当する。
- ・看 護 職 員 3名(常勤兼務 3名、非常勤兼務 0名)
主にご利用者の健康管理や療養上のケアを行うとともに、日常生活上の介護・介助等も行う。
- ・介 護 職 員 15名(常勤兼務 9名、非常勤兼務 6名)
ご利用者の日常生活上の介護並びに健康維持のための相談・助言等を行う。
- ・栄 養 士 2名(常勤兼務 2名)
ご利用者に係わる栄養ケア計画を作成し、利用者個々にあった栄養管理・給食管理を行う。
- ・調 理 職 員 13名(常勤兼務 8名、非常勤兼務 5名)
ご利用者へ提供する給食の調理を行う。

3. 設備の概要

利用定員21名
(1人部屋3室、2人部屋2室、3人部屋2室、4人部屋2室)

4. サービスの概要

- ① 「居宅サービス計画(介護予防サービス・支援計画)」に沿って、ご利用者の意向や心身の状況を踏まえて、「(介護予防)短期入所生活介護計画」を作成し、ご利用者やご家族に説明、同意をいただきながらサービスの提供を行います。
- ② 当該施設において、入浴及び食事の提供(これらに伴う介護を含む)、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他ご利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行います。

5. 利用者負担金

ご利用者負担金は3種類に分かれており、別紙「ご利用料金」にてご提示致します。

6. サービス利用の中止

- (1)サービスの利用の中止をする際には下記の連絡先までご連絡ください。
連絡先(電話): 0465-31-0489
- (2)ご利用者の都合によりサービスを中止にする場合には、
できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。
なお、キャンセル料を頂く場合がございます。

7. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

《潤生園高齢者総合サービスセンター》

相談責任者 管理者・井口 健一郎

対応時間 24時間

電話番号 0465-31-0489

ファックス 0465-31-0488

《小田原福祉会設置の福祉サービス相談委員会》

設置会場 小田原市穴部377 潤生園本部 会議室

相談会開催日 毎月第3木曜(10時から11時)

担当 第三者委員・高橋重光(電話:0465-35-1709)

第三者委員・北村セツ(電話:0465-34-1632)

第三者委員・高木雅子(電話:0465-36-4622)

《公的受付機関》

・小田原市高齢介護課介護給付係 (月～金曜日 8:30～17:15)

小田原市荻窪300 TEL0465-33-1827

・神奈川県国民健康保険団体連合会(月～金曜日 8:30～17:15)

横浜市西区楠町27-1 TEL0570-022110

8. サービス利用にあたっての留意事項

- ・面会時間 24時間可能ですが、なるべく午前9時から午後8時ごろまでをお願いします。
- ・金銭、貴重品の管理 なるべくお持ちにならないでください。お持ちになる場合は申し出ていただき、必要に応じて事務所に保管します。
- ・外出 ご家族等付添者がいれば可能です。
- ・飲酒、喫煙 自己管理できる方、喫煙は専用の喫煙所(屋外)にてお願いします。(施設内は禁煙となっています)
- ・所持品の持ち込み 各居室の収納スペースにて保管します。

9. 法人の概要

名称	社会福祉法人 小田原福祉会	
代表者名	理事長 時田 佳代子	
所在地	小田原市穴部377	
TEL	0465-34-6001	
FAX	0465-34-9520	
事業概要	・特別養護老人ホーム	1事業所
	・地域密着型特別養護老人ホーム	1事業所
	・短期入所生活介護事業所	2事業所
	・認知症対応型共同生活介護事業所	2事業所
	・訪問介護事業所	1事業所
	・夜間対応型訪問介護事業所	1事業所
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2事業所
	・通所介護事業所	3事業所
	・地域密着型通所介護	8事業所
	・居宅介護支援事業所	3事業所
	・介護予防支援事業所	4事業所
	・小規模多機能型居宅介護事業所	4事業所
	・訪問看護事業所	1事業所
	・サービス付き高齢者住宅	2事業所
	・配食サービス	1事業所
	・市町村地域包括ケア推進事業	1事業所
		(2024年4月1日現在)

10. 緊急時の対応

事業者は、現に(介護予防)短期入所生活介護の提供を行っている時に事故によるご利用者の怪我及びご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

11. 損害賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を賠償します。

12. 非常災害対策

事業者は、非常災害に対し具体的計画をたてておき、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

13. 衛生管理対策

事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「感染症対策マニュアル」等を作成し、衛生的な管理に努めます。研修等において「感染症対策マニュアル」等を周知徹底し、感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業員については適宜に健康診断等を実施します。

14. 職員研修

事業者は、従事者の質的向上を図るため、以下の職員研修機会を提供し、業務体制を整備します。

- 1)採用時研修 採用後3か月以内
- 2)継続研修 年3回以上
- 3)課題研修 必要時

15. 守秘義務及び秘密の保持

事業者及び従業者は、業務上知りえたご利用者及びご家族の情報を漏らしません。また、退職後においてもこれらの情報を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

但し、円滑にサービスを提供するために介護支援専門員(計画作成担当者)及び主治医・保険者には、サービスを提供するために必要な個人情報を提供します。

16. ハラスメントに関する事項

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、ご利用者、ご家族、取引先、その他利害関係者等により、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等 必要な措置を講じるものとします。2 ハラスメントは、サービス提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、必要に応じて、サービス対応の見直し等をさせていただきます。

- (1)性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2)特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3)叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4)長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他行為

令和 年 月 日

上記のとおり重要事項を説明し、交付いたしました。

潤生園高齢者総合サービスセンター

説明者氏名 _____

上記のとおり重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者氏名 _____

家族氏名 _____

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人氏名 _____